

令和 5 年 第 3 回

武蔵村山市教育委員会定例会

令和 5 年 3 月 2 7 日

武蔵村山市教育委員会

令和5年第3回武蔵村山市教育委員会定例会

1 日 時 令和5年3月27日(月)

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時52分

2 場 所 武蔵村山市役所401大集会室

3 出席委員 池谷光二(教育長) 大野順布
杉原栄子 比留間雅和

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	諸星 裕	学校教育担当部長	東口 孝正
教育総務課長	平崎 智章	教育施設担当課長	櫻井 謙次
指導・教育センター担当課長	赤坂 弘樹	学校給食課長	長谷 慶一
防災食育センター整備担当課長	矢野 喜之	文化振興課長	西原 陽
スポーツ振興課長	鳥海 純子	図書館長	藤本 昭彦
指導主事	加藤 由裕	指導主事	石井 和成

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 池谷正太郎
吉野恵里加

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 4 教育長報告
- 5 議案第10号 令和4年度教育予算の補正（第10号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第11号 令和5年度教育予算の補正（第1号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第12号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 8 議案第13号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第14号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について
- 10 議案第15号 武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- 11 議案第16号 武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について
- 12 議案第17号 令和5年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞について
- 13 議案第18号 令和5年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について
- 14 議案第19号 令和5年度武蔵村山市学校給食基本計画について
- 15 議案第20号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱について
- 16 議案第21号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 17 その他
- 18 議案第22号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 19 議案第23号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結の臨時代理の承認について
- 20 議案第24号 指導主事の任命について
- 21 議案第25号 教育センター職員の任命について

午前 9時30分開会

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、密閉・密集・密接の状況を極力回避して進めたいと思います。委員の皆様方には御協力をお願いいたします。

また、会議時間をできるだけ短くするように努めることも必要であると考えますので、事務局職員におきましては簡潔な説明をお願いいたします。

それでは、始めます。

本日の出席委員は4名で、定足数に達しております。

これより令和5年第3回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○池谷教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認め、配布のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、比留間委員にお願いいたします。

◎日程第3 教育委員会教育長職務代理者の指名について

○池谷教育長 日程第3、教育委員会教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を行うことになっております。よって、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者について、私から指名させていただきます。

教育長職務代理者に大野委員を指名いたしますので、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者の任期に関する内規、第2条において教育長職務代理者の任期は1年と規定されております。ただし、委員としての任期を超えることはできないこととなっていることから、教育長職務代理者としての任期は令和5年4月1日から令和5年12月31日までとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで大野教育長職務代理者から一言御挨拶をお願いいたします。

○大野職務代理者 ただいま池谷教育長から、引き続き職務代理者を務めるよう御指名をいただきました大野でございます。御期待に添えますよう、一生懸命務めてまいりますので、皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○池谷教育長 どうもありがとうございました。

◎日程第4 教育長報告

○池谷教育長 日程第4、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、令和5年第1回市議会定例会一般質問対応状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

諸星教育部長、お願いします。

○諸星教育部長 それでは、教育長報告の1点目、令和5年第1回市議会定例会での一般質問対応状況につきまして御説明いたします。

第1回市議会定例会につきましては、2月27日から3月24日までの会期で開催され、一般質問につきましては3月2日、3日、6日及び7日の4日間の日程で実施されました。

教育委員会関係では、10人の議員から11項目、18点の質問があり、教育長答弁要旨につきましては資料1のとおりでございます。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、2点目でございます。

武蔵村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会の検討結果に係る報告書についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

東口学校教育担当部長、お願いします。

○東口学校教育担当部長 それでは、武蔵村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会の検討結果について御報告いたします。

開設準備委員会では、開設校を、武蔵村山市立小中一貫校、村山学園第二中学校に決定し、開設時期は令和5年4月1日として、各所掌事務について検討を進めてまいりました。その結果、指導体制の整備、施設の整備、その他について開設に向けた準備が整った旨、開設準備委員会委員長より報告書の提出を受けました。

内容につきましては、資料を御参照いただきたいと思います。

私からの報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、3点目でございます。

令和4年度教員の研究・研修活動についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 それでは、令和4年度教員の研究・研修活動について御報告いたします。

本市において、東京都教育委員会の研修制度を利用し、自らの資質を高める研究を進めている教員の活動について一覧にいたしました。

第八小学校田口佳菜子教諭及び第一中学校柳野奈津子教諭は、東京教師道場2年次部員として、第三小学校相川浩貴教諭、第八小学校小原慶子教諭及び相馬沙羅教諭、第十小学校比留間雄大教諭、第一中学校小暮裕佳里教諭並びに第三中学校伊藤千紘教諭は、東京教師道場1年次部員として、それぞれ各教科等の専門性を高め、日々の教育活動に還元しているところでございます。

教育委員の皆様におかれましては、各教員の主体的な研究活動について御理解をいただき、引き続き御支援をいただきたくお願いいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、4点目でございます。

令和4年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講申請等一覧についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 それでは、令和4年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講申請等一覧について御報告いたします。

資料には、平成25年7月より施行となった武蔵村山市立学校教員研修奨励基金条例により、令和4年度に当該教員研修を受講した教職員の一覧を示してございます。

本教員研修奨励基金は、頑張っている教員を応援したいという市民の篤志家からの御寄附により、勤務成績が良好で本研修の目的を遂行できる者、児童・生徒に対して優れた指導力を発揮し、後進の模範となる者、研修後に市の学校教育の指針達成及び充実のために指導的役割を果たすことができる者などを対象として、当該教員が自主的に行う研修に対して助成を行う制度でございます。

令和4年度は、全国、九州情緒障害教育研究沖縄大会に2名、全国算数・数学教育研究（島根）大会に1名の教員が参加いたしました。また、2名の教員が日本語検定を受検いたしました。

教育委員会といたしましては、教員を育成する視点から校長会と連携して、今後も本制度の積極的な活動に向けて周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、5点目でございます。

武蔵村山の生涯学習令和3年度版についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

西原文化振興課長、お願いします。

○西原文化振興課長 それでは、資料5として配布させていただいております武蔵村山の生涯学習令和3年度版について御報告いたします。

武蔵村山の生涯学習は、本市の生涯学習事業の年度報告でございます。武蔵村山の社会教育として昭和62年度版から発行しているもので、平成13年度から武蔵村山の生涯学習に名称を変更させていただいております。

令和3年度版は、文化振興課、スポーツ振興課及び図書館の所管する事業の実施結果について報告しております。

また、青少年問題協議会など、青少年の健全育成に関することを令和元年度まで文化振興課が所管していたことから、現在は子ども青少年課が所管しておりますが、報告させていただいております。

なお、巻末に資料として教育委員会組織一覧及び教育委員会の基本方針に基づく主要施策、主要事業並びに生涯学習関連施設一覧を掲載させていただいております。

なお、私の確認不足などにより、印刷後に誤字脱字が見つかりまして、発行、報告が大変遅くなったことにつきましてお詫びを申し上げます。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、6点目でございます。

第25回生涯学習フェスティバルの開催結果についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

西原文化振興課長、お願いします。

○西原文化振興課長 それでは、第25回生涯学習フェスティバルの開催結果について報告いたします。

資料6を御覧ください。

主催は生涯学習フェスティバル実行委員会及び武蔵村山市民会館、共催は武蔵村山市教育委員会で開催されました。

開催期日は、令和5年3月5日、日曜日、午前10時から午後3時まで、会場につきましては、さくらホールの小ホールと各部屋及び市役所市民駐車場を使用いたしました。

開会式は、午前10時からさくらホール2階ロビーで行われました。

体験ブースにつきましては、12団体が参加して、木工作や多肉植物を小さな鉢に寄せ植える多肉植物の寄せ植への作り方などの体験学習の場や各教室を設け、来場した多くの親子連れに様々な体験などを楽しんでいただきました。

また、舞台出演につきましては、和太鼓や合唱・コーラス、バトンダンスなど、10団体がさくらホール小ホールで日頃の練習の成果を披露いたしました。

そのほか、市民駐車場では、焼きそば、フランクフルト、ポップコーンなどの販売が行われました。

教育長におかれましては、御多用の中、開会式に御出席いただきまして大変ありがとうございました。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、7点目でございます。

～いきいきわくわく狭山丘陵ウォーク～第46回武蔵村山市歩け歩け大会の開催についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長 それでは、～いきいきわくわく狭山丘陵ウォーク～第46回武蔵村

山市歩け歩け大会の開催について御報告いたします。

資料7を御覧ください。

主催は、武蔵村山教育委員会、主管は、武蔵村山市スポーツ推進委員協議会、協力は、武蔵村山市体育協会及び武蔵村山市地区スポーツ協力員連絡会でございます。

開催日は、令和5年4月16日日曜日、第一小学校校庭をスタート・ゴール地点といたしまして、新緑の狭山丘陵を歩く約10キロのコースで実施をいたします。

コースの詳細につきましては、別紙にお示しのとおりとなっておりますが、昨年度、大会に参加された方々から都立野山北・六道山公園の里山民家へ行くコースにしてほしいとの御要望がございましたので、コース変更を行っております。

また、昨年度同様、感染症拡大防止対策として、開会式等は開催せずに、できるだけ簡素化して実施いたします。

申込みは、大会当日、第一小学校校庭で午前9時から受付を行い、スタートは受付順とし、最終受付は午前9時30分となっております。雨天等による中止決定は午前7時30分に行いますが、市民への周知は市のツイッターで行います。

参加資格は、市内在住・在勤・在学者で、完歩する体力のある方としており、小学校3年生以下の参加の場合は保護者同伴といたします。

なお、参加費につきましては無料としております。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、例年であれば、お忙しい中、開会式への御出席をお願いしておりますが、昨年度同様、開会式等を行わないことなどから、誠に残念ながら御遠慮いただくこととなりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 教育長報告は以上でございます。

8点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

大野職務代理者、お願いいたします。

○大野職務代理者 報告の2番目、自閉症・情緒障害特別支援学級開設のための準備委員会の検討結果報告についてでございます。

報告書を拝見いたしまして、まずは4月1日の開設に向け、いろいろな面から検討を重ねていただいたことに感謝申し上げます。何分、初めての学級ですので、関係者の皆様もいろいろと模索をしながらの運営になるのではないかと考えております。ぜひ教育委員会からも学校に対して十分なサポートをしていただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

比留間委員、お願いいたします。

○比留間委員 資料7、武蔵村山市歩け歩け大会について、先ほど御説明にありました昨年とコースが変更されたということで、距離が10キロメートルと結構長い距離なのかなと個人的には思うところなんです、例えばより多くの市民の方々が気軽に参加できるよう、もう少し短い距離の設定など、そういったものもあってもいいのかなと思うところもあるんですが、そういった御要望などはあるか、お伺いしたいと思います。

○池谷教育長 鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長 約10キロという形で、今回少し長めの設定になっておりますが、昨年度、往復のコースで行った結果、御要望として里山民家にどうしても行きたいという方がかなり多かったので、少し長い距離になりますがという説明をしたところ、それは構わないという御要望を多くいただきました。

このことから、長い距離で一度やってみて、参加者数の状況を確認してみたいと思っております。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

杉原委員、いかがでしょうか。お願いいたします。

○杉原委員 では、3点お願いいたします。

1点目は、市議会定例会の一般質問対応についてです。

子供の意見が反映されるまちづくりの推進についてということで載っていますけれども、先日、文部科学省の研究協議会に出席させていただきまして、そのときにこの話題の分科会に参加した際、指導主事から、本市の取組について資料を頂きました。資料を基にその

分科会で発表しましたところ、授業に取り入れて、子供たちが自らまちづくりを計画する
ということは、武蔵村山市への愛着を育てるとともに、未来につながる大変すばらしい取
組との評価をいただきました。ぜひ今後とも、どの学校でも推進をよろしくお願ひしたい
と思います。

2点目です。資料2です。

先ほど、大野職務代理者からお話がありました、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に
ついてですが、自閉傾向のあるお子さんやADHDのお子さんというのは、大変不安感が
強くて、どうしていいかわからない状況になると聞いています。やはりその子の良さを引
き出しながら成長させるためには、適切な支援が大切だと思います。

この学級の開設によって、専門職の先生から自立活動などの学習を受けるというのは、本
当にその子供の成長にとってすばらしいと思います。ただ、通学はどのようになるのか、
お聞きできればと思います。

○池谷教育長 通学につきまして、東口学校教育担当部長、お願いします。

○東口学校教育担当部長 基本的には徒歩での通学となっておりますが、市内で1校でござ
いますので、学校長の許可を得て自転車通学も可能とするものでございます。

○池谷教育長 杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 保護者の支援があってもいいということですね。ありがとうございます。

○池谷教育長 よろしいでしょうか。

○杉原委員 3点目です。

資料3の教員の研究・研修活動について、東京教師道場に8名の方が研究・研修を推進さ
れているということで、すばらしいと思います。学校によって偏りはありますけれども、
やはり専門性を伸ばして、リーダーとして活躍されることによって武蔵村山市の教師の指
導力向上につながると思います。ぜひ今後とも人材発掘とともに、多くの方がこういった
場で学べるようにお願ひしたいと思います。

以上です。

○池谷教育長 そのほかよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

◎日程第5 議案第10号 令和4年度教育予算の補正（第10号）の申出に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第5、議案第10号 令和4年度教育予算の補正（第10号）の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第10号の提案理由を説明させていただきます。

令和4年度教育予算について、歳出で保健体育費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

諸星教育部長、お願いします。

○諸星教育部長 それでは、議案第10号 令和4年度教育予算の補正（第10号）の申出に係る臨時代理の承認につきまして御説明いたします。

本件につきましては、急遽、補正予算を編成する必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

別紙A4横判の第10号補正参考資料を御覧ください。

今回の補正予算は、歳出で雷塚公園野球場防球ネット増設工事について、令和5年2月末の工事完了に伴い、契約差金等不用額を減額するものでございます。

以上、雑駁でございますが、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 10 号 令和 4 年度教育予算の補正（第 10 号）の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

**◎日程第 6 議案第 11 号 令和 5 年度教育予算の補正（第 1 号）の申出に係る
臨時代理の承認について**

○池谷教育長 日程第 6、議案第 11 号 令和 5 年度教育予算の補正（第 1 号）の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 11 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 5 年度教育予算について、歳出で教育総務費、小学校費及び保健体育費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

諸星教育部長、お願いします。

○諸星教育部長 それでは、議案第 11 号 令和 5 年度教育予算の補正（第 1 号）の申出に係る臨時代理の承認につきまして御説明いたします。

本件につきましては、急遽、補正予算を編成する必要が生じましたが、会議を開催するい

とまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則、第3条第1項の規定に基づき臨時代理をいたしましたので、同条第2項に規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

別紙のA4横判、令和5年度教育予算第1号補正参考資料を御覧いただきたいと思います。
歳出でございます。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費につきましては、児童・生徒の学力向上を図るため、学力・学習意識調査の対象学年を拡大する経費について増額するものでございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、第八小学校の電話機の故障に伴い、新たな電話機の長期継続契約に係る経費を増額するものでございます。

次に、6項保健体育費、4目学校給食費につきましては、食材費の高騰に伴う保護者負担の軽減を図るため、昨年10月の学校給食費改定相当分1人1食20円の補助をするため、経費を計上するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、令和5年度教育予算の補正（第1号）の申出に係る臨時代理の承認につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

大野職務代理人、お願いいたします。

○大野職務代理人 給食費の保護者負担を軽減するための予算について、一言感謝を申し上げます。

昨年からの物価高騰の波、生活のあらゆる面に悪影響を及ぼしておりまして、給食費に関しても今年度やむなく改定をしたところでございますが、その一方で、保護者負担を軽減するための措置も講じていただいたところです。

残念ながら物価高騰の波、いまだ収まる状況にございませんが、そのような中、新年度においても多額の予算を使い、保護者の負担を軽減するための措置を取っていただいたことは、誠にありがたく、市当局の皆様には感謝を申し上げます。

以上でございます。

○池谷教育長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 それでは、学力・学習意識調査について質問させていただきます。

学力向上を図るということで、基礎資料の作成ということで行われるわけですが、対象学年を小4、小5、中1、中2に拡大して行われると。これによってどういう良さがありますでしょうか。

○池谷教育長 石井指導主事、お願いいたします。

○石井指導主事 同一学習集団で経年変化を追うことができるというところが大きな利点であると捉えております。

以上でございます。

○池谷教育長 杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 ありがとうございます。

1年ごとの子供を追って状況の変化が分かるということで、データの傾向が分かるだろうと思います。ただ、学力の向上を目指すための調査ですので、ぜひ子供たちの学力の向上につながるような、そういう取組であってほしいなというふうに思います。データを示すだけではなく、学校も、それから子供たちも、そのデータを使って、次にどういうふうにしたらいいのかということが分かって、子供たちの学力向上につながる取組になるように、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○池谷教育長 ありがとうございます。特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第11号 令和5年度教育予算の補正(第1号)の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

**◎日程第 7 議案第 12 号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正
する規則について**

○池谷教育長 日程第 7、議案第 12 号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 12 号の提案理由を説明させていただきます。

規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

平崎教育総務課長、お願いします。

○平崎教育総務課長 それでは、議案第 12 号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。

今回の改正につきましては、主査の位置付けを整理し、第 3 条第 5 項から第 2 項へ規定を変更するものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日としてございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 12 号 議案第 12 号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 8 議案第 13 号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について

○池谷教育長 日程第 8、議案第 13 号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 13 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 5 年度に保護者が負担する給食費を変更するため、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

長谷学校給食課長、お願いします。

○長谷学校給食課長 それでは、議案第 13 号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

この議案は、武蔵村山市の学校給食費が物価高騰により令和 4 年 10 月から改定され、市の負担により保護者負担は据置きのままとなっておりますが、令和 5 年 4 月から改定後の本来の金額に上がるところを市が再度負担しまして、保護者の負担軽減を図るため、関係する規則を整備するものです。

それでは、新旧対照表を用いて御説明いたします。左が改正後、右側が従前の内容となつ

ております。

まず、今回の改正は規則本文そのものの改正ではなく、附則文の改正によりまして、令和5年度1年間の保護者負担を定めております。本則の給食費に変更はなく、令和5年度に限り特例的に運用するため、附則文の中の金額を読み替えてそれぞれ負担していただくものです。これらの金額の算出は、1人1食20円の公費補助となるように計算されております。

また、金額の読替えだけで、規則本文そのものに変更はございません。

説明は以上です。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第13号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第9 議案第14号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について

○池谷教育長 日程第9、議案第14号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 14 号の提案理由を説明させていただきます。

地方公務員法の一部改正等に伴い、管理監督職勤務上限年齢制の導入による職制の見直しにより、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

平崎教育総務課長、お願いします。

○平崎教育総務課長 それでは、議案第 14 号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について御説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。

今回の改正につきましては、地方公務員法の一部改正等に伴い、管理監督職勤務上限年齢制の導入による職制の見直しがあり、従前、管理監督職であった課長補佐及び副主幹の位置付けが変更されたことに伴うものでございます。

改正後の第 3 条第 5 号につきましては、課長補佐の位置付けをより明確にするものでございます。

また、同条第 6 項、第 10 条第 1 項第 2 号及び改正前の第 11 条第 4 項につきましては、課長補佐及び副主幹が管理監督職でなくなることによる規定の整備でございます。

なお、施行期日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日としてございます。

説明につきましては、以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 14 号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

**◎日程第 10 議案第 15 号 武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、
休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程に
ついて**

○池谷教育長 日程第 10、議案第 15 号 武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 15 号の提案理由を説明させていただきます。

地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年引上げ及び関連制度の導入等により、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

平崎教育総務課長、お願いします。

○平崎教育総務課長 それでは、議案第 15 号 武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について御説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。

まず、第 3 条でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、短時間再任用職員に関する規定が変更となったことから、規定を整備するものでございます。

次に、附則を御覧ください。

施行期日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日としてございます。

また、経過措置として、改正前の地方公務員法による定年を迎えた職員で、短時間再任用

として採用された者、いわゆる定年前再任用短時間勤務職員等をこの規程の改正後の第3条第1項に規定する短時間再任用職員とみなすものとしております。

説明につきましては、以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第15号 武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

**◎日程第11 議案第16号 武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の
教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部
を改正する規程について**

○池谷教育長 日程第11、議案第16号 武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第16号の提案理由を説明させていただきます。

地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年引上げ及び関連制度の導入等により、規定を整備する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

東口学校教育担当部長、お願いします。

○東口学校教育担当部長 それでは、議案第 16 号 武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について御説明いたします。

国家公務員法等及び地方公務員法の一部改正による職員の定年引上げ及びこれに伴う関連制度の改正等があったため、改正を行うものでございます。

加えて、本市押印見直しの指針に基づき、規定様式の修正を行っております。

新旧対照表を御覧ください。

初めに、現行の第 1 条中、「第 28 の 5 第 1 項に規定する」を改正案では「第 22 の 4 第 1 項に規定する」に改めてございます。

次に、第 1 号様式、第 1 号様式の 2 及び第 2 号様式中の「㊟」を削除してございます。

次に、附則でございますが、改正案の施行は令和 5 年 4 月 1 日を予定しております。

また、経過措置となりますが、地方公務員法の一部を改正する法律附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、この規定による改正後の武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程第 1 条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなすとしております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 16 号 武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

**◎日程第 12 議案第 17 号 令和 5 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞
について**

○池谷教育長 日程第 12、議案第 17 号 令和 5 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 17 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 5 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞を定める必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導・教育センター担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 それでは、議案第 17 号 令和 5 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞について御説明いたします。

2 月の定例教育委員会の中で御協議をいただいたものから、文言の修正を行いましたが、大きな内容の変更はございません。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 17 号 令和 5 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 13 議案第 18 号 令和 5 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について

○池谷教育長 日程第 13、議案第 18 号 令和 5 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 18 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 5 年度武蔵村山市立学校教育課程を受理する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導主事から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

石井指導主事、お願いします。

○石井指導主事 それでは、議案第 18 号 令和 5 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について御説明いたします。

お手元に配布いたしました議案第18号資料は、市内13校の通常学級及び特別支援学級設置校が作成した特別支援学級の令和5年度教育課程を一冊にまとめたものでございます。

教育課程とは、学校の教育の目的や目標を達成するために、学習指導要領に基づき教育の内容を児童・生徒の心身の発達段階に応じて、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のことでございます。

通常学級は4項目で構成されており、第1表に教育目標や教育目標を達成するための基本方針を、第2表に指導の重点を、第3表に学年別の授業日数や授業時数を、第4表に学校行事をそれぞれ記載しており、特別支援学級につきましては第1表から第3表で構成されております。

令和5年度の教育課程編成においては、豊かな心を育む教育の推進、確かな学力の定着、GIGAスクール構想の推進、特別支援教育の充実などを編成の柱にしつつ、まちづくり学習をはじめとした自校の特色を生かした教育活動を計画し、教育課程を編成するように指導してまいりました。また、令和5年度は小中一貫校村山学園中学部に自閉症・情緒障害特別支援学級が新たに開設されるため、教育課程を編成しております。

本来であれば、この場で全ての学校の教育課程について御説明申し上げたいところですが、時間の都合上、小学校1校、中学校1校を抽出して説明いたします。

初めに、大南学園第七小学校です。第七小学校の教育課程、第1表を御覧ください。

学校の教育目標は、自主創造とし、知・徳・体の調和の取れた人間性豊かな児童の育成を図ることを目指し、教育活動を展開することとしております。

基本方針としまして、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のため、学校業務と学校行事等の見直しを継続して行い、創出した時間とゆとりを有効活用することで、学力の向上、豊かな人間性の育成、個に応じた教育支援の充実を図り、豊かな学びのある学校を目指すこととしております。

次に、第2表を御覧ください。

2、指導の重点には、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、対話的で問題解決的な学習を展開すること、併設している大南学園第四中学校と連携を図っていくこと、食育の充実を図ることなどが示されております。

次に、第3表を御覧ください。

年間授業日数は、第5学年が203日、その他の学年が202日となっております。また、年間授業時数は学習指導要領に示されている標準時数を超える設定としながらも、括弧内に示されております余剰時数を極力抑える計画としております。

次に、第4表を御覧ください。

第6学年の移動教室を6月22日木曜日から24日土曜日まで、運動会は10月28日土曜日に、音楽会を12月7日木曜日から9日土曜日に実施することとしております。

なお、第七小学校は来年度、学校創立50周年を迎えることから、11月22日水曜日に記念式典を実施する予定となっております。

第七小学校は、今年度から児童が主体的に学習に参加し、互いに学び合うことができる授業にするための授業研究に取り組んでまいりました。来年度は継続的な授業研究による教師一人一人の授業力の向上を研究主題に掲げ、令和6年2月22日木曜日に特色ある学校づくり推進校として研究発表を行う予定でございます。

続いて、大南学園第四中学校です。

第四中学校の教育課程、第1表を御覧ください。

学校の教育目標は、第七小学校と同じく自主創造とし、知・徳・体の調和の取れた人間性豊かな生徒の育成を図ることを目指し、教育活動を展開することとしております。

基本方針は、自分の考えを持ち、訳を添えて説明できる生徒の育成と、学びに向かう姿勢を大切にして学力向上を図ることとしております。

第2表を御覧ください。

ここでは、教育目標に示されている知・徳・体の調和の取れた人間性豊かな生徒の育成を図るための具体的な取組について、24項目が明記されております。

次に、第3表を御覧ください。

年間授業日数は、第1学年は203日、第2学年は204日、第3学年は201日としております。また、年間授業時数は、学習指導要領に示されている標準時数を超える設定としながらも、括弧内に示されております余剰時数は極力抑える計画としております。

次に、第4表を御覧ください。

運動会は5月27日土曜日に、修学旅行は9月24日日曜日から26日火曜日までに、合唱コンクールは10月20日金曜日に実施することとしております。

第四中学校は、今年度から不登校を未然に防止するための支援方法や指導方法の改善に関する研究に取り組んでまいりました。来年度は、研究主題を不登校生徒の未然防止と支援とし、令和6年1月18日木曜日に特色ある学校づくり推進校として研究発表を行う予定でございます。

事務局としましては、編成した教育課程に沿って各校の取組が充実するよう指導してまいります。

教育課程の受理につきまして、よろしく御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。
説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 各学校とも実態を踏まえて、よく取り組まれて計画されていると思いました。

それから、小中の連携ということで、小中一貫校以外の学校も小中連携を大事にしながら取り組まれていると思いました。

特色ある教育活動については、各学校の違いが少しずつできて、非常に学校の特色が出ていたと思いました。ぜひこの特色ある教育活動について、地域や保護者に向けてもっとPRをしていただいて、その学校のよさをみんなが認識できるようになるといいと思いました。

よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 18 号 令和 5 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 14 議案第 19 号 令和 5 年度武蔵村山市学校給食基本計画について

○池谷教育長 日程第 14、議案第 19 号 令和 5 年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 19 号の提案理由を説明させていただきます。

令和 5 年度武蔵村山市学校給食基本計画を定める必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校給食課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

長谷学校給食課長、お願いします。

○長谷学校給食課長 それでは、議案第 19 号 令和 5 年度武蔵村山市学校給食基本計画について御説明いたします。

本計画につきましては、武蔵村山市学校給食運営委員会の書面開催を経て提出されたものです。

内容について御説明させていただきます。

本計画の方針及び概要につきましては、例年と変更点はほぼございません。今回の説明につきましては、変更点についてのみ説明をさせていただきたいと思っております。

まず、令和 5 年度につきましては保護者が負担する給食費の一部を市が負担いたしますので、それに関わる記述が追加されております。

3 ページ及び 4 ページを御覧いただきたいと思います。

3 ページが本来の学校給食費の一覧となっております。4 ページが令和5年度限りの限定的な給食費の一覧となっております。

続いてのページは例年と同じとなっておりますので、次の変更点は 12 ページになります。12 ページにつきましては、学校給食の歳入歳出予算の記述でございます。この部分に公費負担という記述で、市が給食費を負担する金額ということで表の中に追加されております。

それから、1 枚おめくりいただきまして、14 ページのほうに試食会費という記述がございます。こちらの単価は、令和4年 10 月から給食費の単価が改定されておりますので、給食費の試食会の単価も変更させていただいております。

また、その下の表、負担金の詳細となっておりますが、こちらの負担金は、1 人 1 食 20 円掛ける児童・生徒数で算出されておりますので、その概要の表となっております。

説明は以上です。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 19 号 令和5年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 15 議案第 20 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱について

○池谷教育長 日程第 15、議案第 20 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 20 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第一小学校、雷塚小学校、小中一貫校村山学園、小中一貫校大南学園第七小学校、小中一貫校大南学園第四中学校、第一中学校及び第三中学校の学校運営協議会委員の委嘱をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

平崎教育総務課長、お願いします。

○平崎教育総務課長 それでは、議案第 20 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱について御説明いたします。

学校運営協議会委員の委嘱に当たりましては、学校運営協議会規則第 4 条第 2 項に、教育委員会は対象学校の校長に対し、委員の候補の推薦を求めることができる旨の、また同条第 3 項に、対象学校の校長は委員として適当と認める者がある場合は、第 2 項の規定による求めに応じて委員の候補者を推薦することができる旨の規定がございます。当該規定に基づき、今回、各学校の校長から推薦のあった委員候補者を委員に委嘱するものでございます。

新たな委員候補といたしまして、民生児童委員、PTA 関係の方、自治会長、保育園の園長先生、教員等が推薦されております。

詳細につきましては議案別紙のとおりでございますので、御確認いただきたいと存じます。

説明につきましては、以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 20 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 16 議案第 21 号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

○池谷教育長 日程第 16、議案第 21 号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第 21 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

平崎教育総務課長、お願いします。

○平崎教育総務課長 それでは、議案第 21 号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について御説明いたします。

議案の別紙を御覧ください。

まず、任期でございますが、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師につきまして、それぞれ2年と定められていることから、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっております。

また、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師につきましては、それぞれ本市の医師会、歯科医師会及び薬剤師会に推薦を依頼し、それぞれの会から御推薦をいただいた方に委嘱するものでございます。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の担当校、氏名及び勤務先は資料にお示ししたとおりでございます。

学校歯科医につきましては、現行と変更点はございませんが、学校医につきましては、大南学園第七小学校及び第九小学校で、学校薬剤師につきましては、第三小学校及び雷塚小学校でそれぞれ変更がございましたので、御確認をいただければと思います。

説明につきましては、以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第21号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 17 その他

○池谷教育長 日程第 17、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

○池谷教育長 次に、日程第 18、議案第 22 号、日程第 19、議案第 23 号、日程第 20、議案第 24 号及び日程第 21、議案第 25 号の審議といたします。

この 4 議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 17 条第 7 項ただし書の規定に基づき、秘密会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、秘密会とすることに決しました。

ただいまから会議を秘密会といたします。

ここで関係者以外の職員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

午前 10 時 38 分休憩

午前 10 時 39 分再開

○池谷教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 18 議案第 22 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について

(議案第 22 号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第 19 議案第 23 号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結の臨時代理の承認について

(議案第 23 号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第20 議案第24号 指導主事の任命について

（議案第24号は人事案件のため、会議録は非公開）

◎日程第21 議案第25号 教育センター職員の任命について

（議案第25号は人事案件のため、会議録は非公開）

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和5年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。

午前10時52分閉会